

令和6年度

大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金専門部会

第4回 会議次第

令和6年10月1日（火）午前10時
（大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B）

1 開 会

2 議 事

大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金の改正決定について

3 閉 会

写

令和6年10月1日

大阪労働局長
志村 幸久 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 衣笠 葉子

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機
械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月2日付け大労発基0702第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装又は袋詰め業務
 - ハ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,127円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年12月1日